

の限度が設けられています。

これでいくと病院としては老人の入院患者を六割を超さないように抑えなければならなくなり、老人が入院しにくくなつてしまいます。入院したとしても出されてしまう在宅看者がふえてきます。

六十九歳以下の人は規定として主治医の裁量で医学的に必要と認める治療が施されます。七十歳以上の老人を医療の面で差別し、入院抑制で、病院を出された老人はどこへ行けと言うのでしょうか。

この答申を見ただけでも、老人保健法の施行がどういうものかわかつていただけると思います。

このように市内のお年寄に何ら良いところのない老人保健法の施行に強く反対するものです。お年寄りが安んじてみられる医療制度はお年寄だけでなく皆の願いであります。

老人保健法施行に伴い、福生市として、お年寄の優遇

措置を設けること、また老人医療費の無料化の復活と老人医療の内容の低下が行われないように関係機関に要求すべきであると思います。

これから上程されます議案第二号、第三号、第七号も老人保健法施行に伴います議案になっておりますので、ここで合わせて反対を表明し、私の反対討論といたします。

議長（末次性男君） 次に賛成者八番山崎繁三郎君。

（八番 山崎 繁三郎君 登壇）

八番（山崎 繁三郎君） 議案第一号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について私としては賛成の討論をいたします。

わが国の老人医療制度については昭和四十八年以来医療保険制度及び老人福祉法による老人医療の公費負担制度を柱に推進されてきましたが、老人医療費は高齢化社会の進む中でますます増加しており、今後

の対策としては市民自身も健康への自覚を強めるとともに、適切なる受益者負担をすることに行政と市民が役割分担をしながら望ましい医療体制を確立していくことがぜひとも必要であると考へるものでございます。

このたびの老人保健法改正によるこゝう負担金の額のある程度の無理のない範囲でいく限り、社会情勢力等、国民並びに地方行政の情勢などを考慮するならば、このたびの改正はやむを得ないものと思ひます。

よつて本議案の福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましても、老人保健法の施行に伴い必要とされる改正でありますので、本条例には賛成するものであります。

賢明なる議員各位におかれましても、何とぞ御賛同を賜りたく賛成討論いたします。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終ります。

○二十番（賀井喜代次君） ちよつと説明してもらいたいんですけれども、先ほど原議員の反対討論の中で

次のまだ上程されていない審査報告に及んだ反対があったが、これを取り上げるのか。取り上げないのか。これについて、要んのか。まだ日程に入っていないものを、次もその次のものも反対というのはよろしいのかどうか。これを一ツ説明をお願いいたします。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午前十時 十五分 休憩

午後一時

開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど賀井議員から出された原議員の反対討論に対する議長見解についてですが、討論中における

議案第二号、第三号、第七号に對する發言部分については、反對討論としては認めません。
以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第七号については委員會報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(末次性男君) 起立多数であります。

よつて議案第一号は委員會審査報告のとおり可決されました。

議長(末次性男君) 日程第二 議案第二号 昭和五十七年度福生市一般會計補正予算(第四号)を議題

といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員會に審査を付託しておりますので、各委員長から報告を願います。

まず総務委員長石川慶一郎君。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

総務委員長(石川慶一郎君) 御指名をいただきます。

したので議案第二号のうち総務委員會所管分につきましての審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照

まず本案審査に先立ちまして担当課長より歳入歳出にわたつての内容説明を受けました後に審査が始まったわけでございますが、老人保健医療特別會計繰入金に要する経費としての三百四十七万八千円についての質問が

ありましたけれども、これはすべて一般財源であるとの答弁がありました。

また現行の老人医療費負担金について、その割合に対する質問がなされたわけでありますけれども、それに対する答弁をいたしました。国が六分の四、都が六分の一、市が六分の一のことでありました。

次に歳出の関係といたしましては、期末手当は当市としては年間合計どのくらいであるのか。二十六市の状態はどうなのか。そしてまた東京都はどうなのか。また今回国は給与の凍結をする。しかも内閣では一ヶ月くらい考えられないこともないという動きもあったようだけれども、もし東京都も国にならうとしたならば、その場合には福生市としてはどのような対応するのか。また仮にそうなった場合、つまり一ヶ月なら一ヶ月上がることになった場合には、予備費でまかなえるかどうかというような所見がなされ

ました。

これに対して、期末手当は当市としては年間五・六三五である。二十六市は統一的な基準になっておりますが、一市だけは〇・〇一多く、一市は〇・二くらい低いという市もある。つまり二十四市が同じだということでございます。

また東京都は四・九である。

次に給与改定についてだけれども、基本的な考え方としては、福生市はラスパイルスの指数がある程度高い方であるので、国、都の基準に近づけるようにしたいと思っております。二十六市の市長会においても、国、都の動向を見て対応したいと思っております。はっきり言えることは国や都が実施しない場合には福生市も実施しない。こういうことだけは言える。しからは国は上げない。しかしながら都が実施した場合はどうなのかということ、こういうような場合にはラスパイルスのことを十分に勘案した上で二十六市の

動向を見ながら結論を出していきたいと思っております。

またもし上記に場合の経費だけけれども、これはいまのところ予算があるので基金等取り崩すことなく予算費で賄える。

また退職金についてだけれども、これは質問のオでありますけれども、都では九十九カ月を六十八カ月にするというふうなことであるけれども、福生市としては、どのような考えオであるか。これは三月までに検討しておいてもらいたい。

また参考までに、三十年勤めた課長は何カ月くらい退職金を払ってゐるのか。等々の質問、そして二十六市のラス・パイルスを網羅した表あるいは退職金の月数の資料要求等がありました。委員会としては、三月定例会までに資料要求をするように決定をいたしました次第であります。

なお、付け加えますと、二十六市のラス・パイルスが一市

ももらさずに知りたいという意見がございますけれども、東京都としてはこれを公表しないので、福生市として個々に聞くわけであるけれども、市によっては公開しないところもあるのだ、といったような返事も返ってきたわけがございます。

また異動があつて給料の変動があつたようだけれども、この異動率を総務委員会の関係だけでも各款ごとに聞きたい。また職員数が補正前と補正後とは三名ふえてゐるけれども、いつどこに入つたかと言つたといふような質問もなされたわけがございます。

これに対しては各款別には異動率は出してゐない。全体では百三十七名ほど異動したわけがございまして、また三名の増だけれども、これは勧奨退職で十二月末日に退職になった職員がそれぞれ課より総務部付になつたとのことでありまして、したがひまして、一月一日現在では

補正前の三百七十八名であるとの答弁でございます。審査の結果、全員一致で可決することに決定いたしましたわけでございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のとり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告いたします。

議長（末次性男君）次に建設委員長高水惣八君。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

建設委員長（高水惣八君）御指名でございますので、議案第二号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

今回の補正は歳入歳出にそれぞれ五百十五万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百十五

億七千九百八十六万円で定めようとするもので、内容としては建設部の関係の労働費中の失業対策総務費、土木費中の道路河川橋梁費、都市計画総務費、公園管理費、経済課関係では総務費中の統計調査総務費、農林水産業費中の農業総務費、商工費中の商工総務費等、いずれも職員手当とか、人事異動に伴う人件費等の増減の補正であるとの説明の後、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。当委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（末次性男君）次に厚生委員長、指田保雄君。

（厚生委員長 指田保雄君）

厚生委員長（指田保雄君）御指名でございますので、ただいま議題となっております。議案第二号につきまして

て、当委員会所管分の御報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の案審査報告書の朗読については省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

質疑応答の一部を御紹介申し上げますと、まず委員より、一ニページの繰出金は本年度分と考之こいのかとの質疑に対し、課長より、本年度分は二月の総医療費に対する五%の分であるとの答弁がありました。

三月分はどうなっているかとの発言があり、自治法施行令の百三十四号第一項第五号で支出負担行為の終わった時点を算定するということで三月から二月ということが制定されており、三月分は新年度において計上されるものであるとの答弁がありました。

さらに委員より、老人保健医療特別会計繰出金以外は、すべて職員人件費である。その点には異議はないが、老人保健法そのものが老人医療費の有料化につ

ながると思うし、この繰出金三千四百七十八千円の点についてもしそういう関連から賛成できないとの発言がありました。その後他の委員に御発言を求めましたが、異議なしという事でございましたので、起立によりお諮りいたしましたところ、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(末次性男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となりております。議案第二号は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(末次性男君) 起立多数であります。よつて議案第二号は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長(末次性男君) 日程第三議案第三号昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君)

厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、

議案第三号について審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照

審査の概要を補足して申し上げますと、委員より、老人保健法が二月に施行されますが、国保財政が楽になるどころと、苦くなる自治体があると思うが、福生の場合どうか。歳入の国庫負担金が八百三十八万五千円の減額になっているが、くやしく説明願いたい等々の質疑がありました。

これに対して課長より、福生市の場合老人の加入者が多いので、調定率が一・〇九になっており、〇・〇九分が持ち出しとなり、単純に計算すると、九百十六人の老人をベースとして試算したが一人あたりでは七百五十四円多くなる。四ページの負担金のマイナスは、老人保健法により二月分、三月分の老人医療費に対する国庫負担金

減になったためのものであるが、二月三月分で一千七百五十
六万円、一カ月分に直すと八百七十八万円となるが、六ペー
ジの一千六百七十五万円を拠出金として出している。これに
対する国庫支出金が九百十万五千円あるので、相殺する
と、一カ月分の負担金をもらい、二カ月分の負担金を
と減額されたためにマイナスとなったものである等々であり
ました。

さらに委員より、老人保健法に対して反対である。結
果的に当面行われるのが、老人医療費の有料化とい
うことが大きなものになっており、そのような問題を含んでい
る本法には賛成できないとの発言がありました。
その後起立によりお諮りいたしましたところ、賛成多
数で原案を可決すべきものと決定した次第でございます。
ます。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可

決賜りますようお願いいたします。報告いたします。
議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終
わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第三号については
委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起
立を求めます。

（賛成者起立）

議長（末次性男君） 起立多数であります。

よって議案第三号は委員会審査報告のとおり可
決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四 議案第四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

○建設委員長（高水惣八君） 御指名がございましたので、議案第四号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

今回の補正は歳出のみの補正であり、内容としては、総務費中の総務管理費の一般管理費で四十六万二千円減額し、予備費より計上させていた三つとするものであり、これは職員の人事異動に伴う減が主なものであるとの説明の後、お諮りいたしましたところ、全員の

異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。